

第1回檀原市補助金等検討委員会議事録

- 開催日時 令和7年2月28日（金）午後1時30分～午後3時20分
 ○開催場所 檀原市役所分庁舎（ミグランス）4階 会議室C
 ○出席者 【委員】久委員、山口委員、岩田委員、江崎委員、奥村委員
 【事務局】 市：亀田市長、松南副市長
 財務部：加護部長、芦高副部長
 財政課：伊藤課長、池田補佐、丸屋主任、吉村主査、藤川主査

○次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 委員紹介
5. 委員長及び副委員長の選出
6. 諮問
7. 議題
 - (1) 檀原市の補助金等の概要について
 - (2) 補助金等見直しについて
 - (3) その他

○審議内容

発言者	内容
事務局	●開会 お待たせいたしました。それでは定刻となりましたので、ただいまより第1回檀原市補助金等検討委員会を開催いたします。本日進行役を務めさせていただきます、檀原市財政課の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。大変お忙しいところ、本日は委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。
事務局	●議事録公開 はじめに皆様にお願いがございます。議事録作成のため当委員会の内容を録音させていただきますことをあらかじめご了承をお願いいたします。また議事録は市のホームページにも公開することになります。そこでご相談ですが、発言者といたしまして委員の名前も明記させていただいてよろしいでしょうか。もし明記することで発言に何か支障があるなどございましたら、「委員」という表記にすることも可能です。ただし、委員長については「委員長」との表記になります。
委員	－「委員」表記とする意見あり、全委員了承－
事務局	では「委員」で統一させていただきます。
事務局	●傍聴説明 次に情報公開の原則により会議の傍聴を認めることが通例となっております。本日の委員会におきましても、開催を市のホームページにおいて周知し、希望者の傍聴を認めておりますのでよろしくお願いいたします。 個人情報が含まれる場合や公開することで、法人等の地位や財産権など正当な利益を妨害する恐れのある場合、また率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる恐

	れのある場合は、委員の皆様方にお諮りし非公開とする手続きを取ることもあります。 なお本日、今のところ傍聴の希望者はおられません。
事務局	●資料確認 －委員に配布している資料の確認－
事務局	●委員会成立 本日の会議は全員出席されており、橿原市補助金等検討委員会規則第7条第2項により、出席人数が過半数に達したため、当該委員会は有効に成立していることをご報告いたします。
事務局	●委嘱状交付 それでは次第2の委嘱状交付でございますが、時間の都合上、委員の皆様の上に置かせていただきましたので、これを以て委嘱状交付とさせていただきますので、ご了承ください。
事務局	●市長挨拶 続きまして、本日は第1回目ということで、はじめに橿原市長亀田忠彦よりご挨拶申し上げます。
市長	改めましてこんにちは。橿原市長の亀田でございます。本日は橿原市補助金等検討委員会を開催させていただきましたところ、大変お忙しい中ご出席いただきましたことに、心から感謝申し上げます。また、この委員会の委員の就任にご快諾をいただきましたことも、重ねて御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。 まずは本市の現状を少しお話させていただきます。ご承知のとおり、昨年の9月に世界遺産登録を目指している「飛鳥・藤原の宮都」が国内推薦候補地に選定されました。そして今年の1月28日に、国の閣議了解を経て、正式に「飛鳥・藤原の宮都」が選定され、国からユネスコに申請書が提出されました。順調にいけば、来年の夏に世界遺産登録になるのではないかという、大きな節目にきています。 世界に認められる国の成り立ちを示す歴史遺産が、この橿原市にあるということを市民の皆さんとも共有をしながら、橿原市の発展につなげていけるような取組みにしていきたいと思っております。 また、今年は日本女性会議が当市で開催されますが、奈良県初開催であります。第40回目となり、男女共同参画あるいは女性活躍推進をスローガンに約40年前からスタートしておりますが、その言葉自体が古くなっております。今は多様性の時代、ダイバーシティの時代と言われておりますので、男女問わず活躍できる社会をつくっていきこうと徐々に変わっていますが、日本女性会議という会議が10月3日から5日の3日間開催されます。橿原市は持統天皇が694年に都をつくりましたが、持統天皇は女性の天皇でありましたので、橿原市は1300年以上前から女性活躍の地であったというということもPRをしていきます。 こういった世界遺産あるいは日本女性会議、全国規模の大会を通じて橿原市をしっかりとPRし、発展させていくということを、様々な場でご活躍の委員の皆さんにも、冒頭お話をさせていただきました。

	さて、補助金等検討委員会ですが、橿原市にとって初めて外部の委員の皆様によって補助金のあり方についてご審議をいただくもので、大きな取組みとして認識をしております。補助金自体は決して悪いものではなく、まちづくりを行う上で大変重要な役割を果たしていると考えております。しかし一方で、後に諮問をさせていただきますが、様々な問題を抱えているのも事実です。具体的な例を挙げて大変恐縮ですが、特に年度末になってきますと、補助金を交付している団体が、お金が余っていると言って、バタバタと物を購入したり、いろんな事業をしたりとよく聞く話です。余ったものは返していただけたらいいのですが、余ったら翌年減らされるみたいな、そんなことを考えて無駄なものに使ってしまう、というところ です。 団体によっては、会費を集めれば十分運営できるにも関わらず、少しでもいいから補助をつけてほしいと、それが我々の活動のステータスになるんだと、市から認めてもらった団体なんだ、みたいなことを言われるところもあります。逆に、補助金くれたら何かしたろうかみたいなところもあり、もう本末転倒な話です。 必要なところにしっかりと補助金を交付していくことをしないと、財源はすべて皆様の税金でございますので、市民の皆様が納得いただける補助金のあり方をしっかりと検討していかないといけないというふうに常々思っておりました。職員レベルでも見直しを行ってききましたが、なかなか解決に至っていないため、今回専門的あるいは大局的な視点に立ったご意見を賜りたくこの委員会を立ち上げさせていただいたということでございます。 橿原市の補助金のあり方について、方向性をしっかりと定めてまいりたいと思いますので、委員の皆様には忌憚のないご意見ご提案を賜りますようお願い申し上げます。
事務局	●委員紹介 続きまして、事務局より本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。 －委員紹介－
事務局	続いて、本日出席しております事務局の紹介をいたします。 －事務局紹介－
事務局	●委員長、副委員長選出 続きまして、委員長、副委員長の選出でございます。橿原市補助金等検討委員会規則第5条の規定により、委員長につきましては、委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。
委員	先ほどの紹介にありましたが、現在、橿原市総合政策審議会の会長をしておられ、また、委員会の進行に関して経験豊富であられます、久先生にお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。 －委員一同異議なし－
事務局	皆様のご了承もいただきましたので、委員長は久委員に御就任いただくことで決定いたします。 次に副委員長ですが、規則によって委員長からの指名となりますが、委員長いかがでしょうか。

委員長	先ほどのご紹介にもありましたように、元監査委員というお立場で、橿原市の補助金についてご精通されておられる山口委員にお願いしたいと思います。
事務局	ありがとうございます。委員長より御指名がございましたので、山口委員よりしくお願いいたします。それでは、ただいま選出されました委員長、副委員長から、一言御挨拶をいただければと思います。
委員長	●委員長挨拶 ご推薦をいただきましたので、皆様方のお力を借りながら進めていきたいと思ひます。 実は、昨年度は、大阪の富田林市で同じように補助金のあり方を検討してまいりました。橿原市でも進めるということでお声がけいただき、担当は財政課になっていひますが、私は一方で、市民協働もしておりますので、おそらくお金の問題の裏には、市と市民団体とのパートナーの係も見直していかないとけないということになるので、そういう意味では、お金だけの問題ではなくて、いわゆる協働のパートナーとの係性みたいなものも見直しながら、お金の問題も議論できたらと思っております。 少し話が長くなりますが、私は今、自分も市民であります大阪の茨木市で、一昨年の11月にできました文化・子育て複合施設「おにクル」というところの館長をやっているのですが、実は、お金の問題と違う問題の話が、この前の全体会議で出てまいりました。それは何かというと、文化ホールや会議室があるんですが、市民の方は抽選で予約しなくてはけないんですが、市の主催の事業の場合は、優先的に1年前から取れるんですね。館全体のマネジメントは共創推進課という協働の部署がやっているんですが、その課長がこの前の会議で「皆さん、10月の予約状況を見てください。ほとんど×じゃないですか」と。市の主催ではなくて、後ろに文化団体がおられて、それを市の主催として予約をされているという状況で、市民がほとんど使えない状態になっている。これを何とか整理をして、ルール化をしていかないとけませんよね、という話がありました。 この背景にある問題は全く一緒でございまして、市と市民団体がどのような係性を持っているかというところが、お金の問題であったり、そういう会議室、ホールの優先予約の問題であったりしておりますので、そういう意味では公平公正をメインとする市としては、もう一度ここで改めて、リセットしながら良い方向を見つけていく必要はあるだろうと思ひます。 ただ、市長には前もってお話をさせていただいていると思ひますけど、やっぱり係性を変えていくとか、特に今まで差し上げていたお金を切るといふ話になってくると、市長が悪者になる可能性があるわけですね。下手をすると次の選挙の票まで減ってしまうということになるので、その覚悟を市長がやっていただかないと、なかなかメスを入れられませんが、というお話をさせていただきましたところ、亀田市長はもう腹を据えておられます、というお話をいただきましたので、そういう意味では、皆さんも忌憚のないご意見で、本当に良い方向の提言ができるように期待しておりますので、どうぞよろしくお願いしひます。 ●副委員長挨拶 副委員長に選んでいただきました山口と申しひます。市の職員の皆さんは顔を合せているのでご存じかと思ひますが、元々橿原市出身です。委員長を補佐して、活発な議論ができたらと思っております。一昨年の3月まで8年間、監査委員を務めさせて
副委員長	

	いただきまして、先ほど出てきました市と市民団体との関係というのは、いろんなことで折に触れ、監査の中で見させていただいたところですので、今はもう状況が変わっているところもあるとは思いますが、自分の今までの知見を役立てられればと思っています。よろしくお願いします。
事務局	●諮問書交付 檀原市補助金等検討委員会規則第3条に基づき、亀田市長から委員長に諮問書の伝達をさせていただきます。
市長	－市長より諮問書伝達－
事務局	市長は公務によりここで退出させていただきます。
事務局	●議題（１）檀原市の補助金等の概要について それでは、ただいまから議事に入ります。ここからは、委員長に進行をお願いしたいと存じます。
委員長	本日は1回目ですので、議論の先立ち情報共有をしていこうと思います。それでは、まず議題１、檀原市の補助金等の概要につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	皆様レジュメをご覧ください。 <u>１．補助金等の定義</u> 「補助金等」とは交付金や負担金等も含めて、補助的性格を持ったものを指します。檀原市の補助金等につきましては、法令や要綱等の法的根拠があり、手続面において不足する部分を、資料2の檀原市補助金等交付規則で補完するような法体系となっております。 <u>２．当初予算・決算額の推移</u> 補助金等に係る当初予算及び決算額の５年間の推移を示しております。予算ベースで見ると、大体10億円前半で推移しています。国や県の補助金等もありますので、差し引き6億円程度が市の負担というところになります。 <u>３．檀原市の課題</u> 諮問で申し上げたとおりですが、4点あります。①長期にわたる特定の団体への補助ですが、154（令和5年度調査対象ベース）の補助金のうち10年以上補助を続けているという団体が89ほどあります。参考として、不特定の団体や個人への補助を含めると、154中121になります。②一部の補助を除き、終期や見直しの時期が設定されていない補助金が、多数あります。補助を終わらせる、見直すきっかけがないというところで、①の原因にもなっています。③補助率の適切な設定ができていないことについて、補助対象経費に対して、補助率を設定している補助金は、28にとどまっています。補助金はあくまで活動の支援ということになりますので、補助が占める割合が大きいと、それに依存してしまう傾向にあると感じております。④一部の補助対象団体の事務局業務を、市の職員が担っているというものが11団体あります。市の職員がその団体の申請関係書類の作成等を行うことで、申請側と交付側が同一となっている状態です。補助金執行のチェック機能が適正に働かず、また職員は課の業務をこなしながら、団体の業務も行うことにもなります。 <u>４．これまでの取り組み</u>

委員長	見直しに関して直近での取り組みです。まず、平成24年度に「特定の団体等に対する補助金等交付要綱」（資料3）を整備しました。これにより、これまで根拠となる要綱が定められていなかった補助金等がまとめて規定されました。しかし、資料を見ると、補助金が列挙されていますが、そこには補助の目的、終期及び補助率は規定されていません。そのため、課題①の大きな原因ともなっています。平成30年度は「補助金等取扱基準」（資料4）を改正し、以降の新規の補助金については、終期設定等がされています。しかし、これ以前の補助金については、積極的な見直しがされていません。令和3年度につきましては、3年に1度の大きな見直しの時期に当たり、また令和3年3月に財政危機宣言を行ったため、任意的経費について、一律20%程度の削減を実施しました。令和4年度末に財政危機宣言を解除しましたが、引き続き財政が厳しいという中で、削減は継続しております。 そして、この令和6年度も3年に1回の時期にあたるため、今回の委員会を立ち上げ、抜本的な見直しを図っていきたいというところになっております。 なお、参考程度に、「補助金等見直しチェックシート」（資料4巻末）を用いて、毎年担当課に対し、執行している補助金の公益性、公平性、有効性について、高いから低いまでの4段階で評価してもらっています。その結果、令和4年度分の調査では、（やや）低いと評価したものは、公益性約12%、公平性約4%、有効性約5%となっており、個人的には低い数値であると感じています。この結果から見ると、職員としてはなかなか客観的な判断ができない、切り込むことができていない。団体に遠慮しているというところが見受けられます。 <u>5. 検討委員会立ち上げに至った経緯</u> まず、前述のとおり課題が山積していますが、補助対象団体との関係や、心理的な要因により、職員による見直しには限界があります。また、補助率や期間の基準作りについて、専門的あるいは住民目線で幅広いご意見を賜りたく、立ち上げに至りました。 <u>6. 検討委員会に求めるもの</u> いわゆるこの検討委員会のゴールですが、今回につきましては、個々の補助金に対して審査するものではなく、補助金の在り方や、基準の見直しの方向性について、提言いただければと考えています。それを元に事務局側でガイドラインを作成し、適正化を図っていこうと考えています。 ありがとうございます。また、補助金と見直しの方向性やその整備の仕方は、議題（2）で情報提供があると議論できると思います。 まずは、市の現状あるいは、市が課題を感じているところの説明がありました。 課題③に挙げている補助率について、これが問題なのかというところも、整理する必要があるのかなと私は思っています。 課題①ですが、特定の団体の補助について、何が問題なのか、例えば新しい団体の活動の芽を摘んでしまっているのか、次回以降で構いませんが、もう少し議論をして整理をする必要があるのではないかと思います。 というのは、他の自治体での補助金見直しで、団体にお金を渡すことを全て「補助」と呼んでいました。そうすると、市がやるべき仕事をお願いするのは、それは補助ではなく委託ではないかと。委託であれば特徴を持った団体に、継続してやっていただく方が効率的では良いのではないかと思います。ですから、その補助の内容次第で、何が問題なのかというところは、少し違って見えるのかなと思います。
-----	---

事務局	また、市としては、この課題①から④が問題だと感じているということですが、それをもう少し掘り下げながら、議論ができれば思っておりますので、次の補助金見直しについて説明をお願いします。 ●議題（２）補助金見直しについて レジュメと補助金等一覧をご覧ください。 <u>７．補助金等一覧表の見方</u> 現行の分類というところで、樫原市につきましては、補助金を3つに分けています。まずは、「運営補助」で、団体が維持・存続をする上で、必要な分を補助していくものになります。154の補助金のうち、運営補助の混在型もふくめ、55の補助金が該当します。元々、市としては運営補助を是正していきたいという目標はありました。次に、「事業補助」で、イベントや行事ごとといった事業に対しての補助になります。これについても、毎年、特定の団体がする事業に対して補助するという点で、これも長期的な補助になると思われます。最後に「混在型補助」で、運営補助、事業補助両方に補助しているものです。 また、今回の委員会開催にあたって、新たに分類を追加して、担当課の方に回答をしてもらったのですが、担当課によって判断基準にばらつきがあり、事務局でも精査しきれていません。当初はこの分類をもって、様々な問題ごとにカテゴリー分けして議論していただこうと考えていたのですが、そこまでには至っていない状況です。
委員長	ありがとうございます。事務局に確認したいのは、我々の役目はこの補助金一つ一つをどうするかではなくて、全体の、いわゆるガイドラインや方針を検討する。その事例としてさまざまな補助金がリストアップされている。こういう理解でよろしいですか。
事務局	はい。
委員長	ということでございますので、こういう具体例を俎上にあげながら、在り方やガイドライン等の整理ができると思っておりますが、何かご質問、ご意見ありますか。
委員	アジェンダの一つ目で、様々な課題を挙げていただくものと思っています。 また、これまでの取組で取扱基準を作ったが、ほとんど設定されていないという説明もあったと思います。 その課題が明らかであれば、極論を言えば、やれば良いって話です。それができない理由は何かを先に明確にしておきたいのですが、事務局としてのご認識はいかがですか。
事務局	先ほどの説明にもあった通り、担当課に検証を求めても、担当課は何らかの意義があってやっているのです、その補助金を止める決断はしづらい。財政課は金額の査定はできるが、その補助金は止めようと言うこともできない。そのため、既得権益化しているが、団体との関係性もあり、そこまでは踏み込めないところがあります。 補助金にはそれぞれの歴史や背景があるため、財政課としては一律的な議論もしくば、長く続いているものが多いと思われるのですが、全て把握しているわけではなく踏み込みきれない、というところがあります。

委員	分かりました。ありがとうございます。 個人の見解としては、そもそも規則やガイドラインの問題なのかと思っています。 平成30年度の取扱基準で、ある程度方針は決まっているが、やれてないという点だと思っています。そのため、現状で新しいガイドラインを作成したからどうなるんだということを、根本的にきちんと議論をしないといけないと思っています。 特に、担当課という話がありましたが、予算でもそうですが積み上げでやってしまうと、減らすインセンティブが働かないというものだと思います。担当課からすれば、今あるものは今あるまま出しておく方が楽ですし、例えば、先ほどの委託的な性質だったとしても、それは補助金でやってもらえた方が楽だし、ということになります。 規則として今決まっている方針をきちんとするという話だとすれば、何かある種、トップダウンのような取組みをしないといけないと思っています。 冒頭でもあった覚悟ということで、それこそ、こういう外の委員会じゃなくて、市役所内にトップダウンで横串で見直していくような組織を市長直轄で置くような形にし、そこで明確に見直しを行う。積み上げでなく、トップダウンで実行することをしてないと動かない。ですので、単純な規則やガイドラインの話でなく、実運用の問題だと思っているので、議論の提言をさせていただきました。
委員長	先ほどの事務局の回答の中に、担当課と財政課で考えていることに相違があり、うまく噛み合わないという話がありました。その時にガイドライン等の共有したものがあれば、財政課はこのガイドラインのこれに基づいてこれは不要だと思っています。方や担当課は、こういう側面で考えているから必要です。というように抽象的な議論にはならないかなと思っています。 先ほどの一覧表の分類についての説明の中でも、それぞれの担当課がどこに分類されると判断したかというところで、財政課の考えとは異なる分類をしていました。それも同じような話だと思います。この補助金に対してはこの分類ですというのに、一定の共有ができるレベルまで達していると大きなブレはない。しかし、今はまだその抽象度が高いのかなという気がします。そこをできるだけ実務として使いやすいものにしていけば、市役所内で調整しやすいと思います。 先ほど体制の問題もあったと思うんですけども、具体的に、市役所内の議論というのは、今のところどうなのでしょう。
事務局	横串で、組織的に、というご意見をいただきましたが、副市長が来られてからは、かなり横の連携は進んできていますが、過去はあまりそういった議論はなく、補助金に限るとありませんでした。
委員	委員長の意見を補足すると、担当課と財政課の目線を合わせるということは重要と思っています。 先ほど事務局に、今できていない理由が何かを確認させていただきました。その原因が、今の規則が曖昧で担当課とコミュニケーションを取ろうとしているがそれができていないこと、要は、綱引きで負けてしまっていてできないならば、委員長が言ったとおり、ガイドラインを正確に定め、きちんと会話できるようにして、それに則って処理していくという話です。 しかし、先ほどの事務局の回答は、そうではないと思っています。方針は定めている、それに則って担当課に判断してもらっているが、そこでは判断しきれなくて、減

	ったものの報告が上がってこない。これが原因だと思っているので、それであれば、いくら見える化しても一緒に、以前と同じようなものが報告で上がってくるだけだと思っているので、ガイドラインの見える化、実効力に関しては懐疑的です。
事務局	補助金等取扱基準（資料4）を見ていただきますと、趣旨の項目にあるように、あまりガイドラインのようなきっちり決まったものではありません。今までの説明と齟齬があるかもしれませんが、委員長がおっしゃった通り、事務局としてもやはり、必要だとは感じています。
委員	わかりました。
事務局	補足として、補助金等取扱基準（資料4）の2ページ目に、手続きの原則で、補助率や終期等を定めるものとしております。原則ということで例外もありますが、基本的には、取扱基準を平成30年度に改正し、翌年度から実施していますので、それ以降に作った要綱については、終期等の設定はできています。 一方、3ページに、今後の課題という記載はありますが、市の方針ではないので、担当課からもどこに定められているのか、共通のルールはあるのか、というような問い合わせを受けるところではあります。そのため、ガイドラインのように、きちんと整備されていないという、両方の側面があるとは思っています。統一的な回答ができず、すいません。
委員	全然構わないです。事務局の不備を突っ込むつもりはなく、両方大事ですが優先順の話だと思っています。 今の基準で、過去の要綱も含めて全て見直して頑張りました。それでもきちんと取扱基準や規則をもう少し整備しないとイケない、という流れだと比較的問題点は見えやすいです。 しかし、今回はそうではなくて、まずはガイドラインを作りましようとなると、難しい気がします。 事務局の説明を聞く限り、まだやりきるところまで至っていないと認識したので、現状どこに問題があるか見えていない状態だと思っています。その中でガイドラインを作っても、先ほど原則の話がありましたが、例外もあるじゃないか、原則という言葉を残しておこう、みたいになります。 機械的に全部適用するようなガイドラインを作りきれるとは到底思えず、結局原則がついたガイドラインができて、それに則ってやるかどうかは運用次第になってしまう気がします。 優先順の話として、きちんと運用をやり切れるような方法を、まずはやった方がいいのではないか思っているのです、その趣旨の発言です。
委員長	資料4で、1～3ページは、これで良いんでしょうか。私は非常に抽象的だと思っています、もう少しブレイクダウンしていかないと、おそらく担当課が使い得ないだろうという気がするんですが、どうでしょうか。
委員	資料4そのものに改善の余地があることに関しては、その通りだと思います。 一方でブレイクダウンするにしても、運用をやりきっていない中だと、なかなか情報もないので、難しいのではないかと思います。

委員	この検討委員会が立ち上がった経緯と、職員による見直しでは限界がありますという説明があつて、これが、先ほどからやり切れていますか、という話に繋がってくると思います。例えば、トップダウンがあるとして、トップダウンをやり切るために、この委員会として後押しが必要なのであれば、実際のやり切れていない原因をどこまで明らかにできるか。あまり具体的な補助金への言及は避けたいですが、どういう特性を持った団体との関係が難しいのか等、そういったものは少なくとも委員会の中で明らかにしていく方がいいと思います。 おそらく、補助金取扱基準の改正自体の方向性として一般論的には問題はないと思うのですが、これを出した後に、本当に全部やり切れているかというのが一番心配で、ここでやり切れてないのが、問題として大きいのだろうと。 ですので、この10年間に全部見直し尽くしましたかということと、取扱基準通りの設定で本当に見直されましたかというところですね。個別の団体に対して、この委員会で議論するわけではないですが、どういう特性を持った団体が実際に交渉の時に難しいのか、という話がなくては、ここの委員会で後押しをすることはできないのではないかと思います。その点を少し確認していただきたいなというところがあります。 あと、ここから先は、私の個人的な意見になるかも知れませんが、委員長が言っていた委託と補助金の関係ですが、監査の時に経験したのは、監査対象の資料の提出があるのですが委託料と補助金は、項目としてはすでに別になっています。本来であれば、どういう政策を行うための事業であつて、それに対してどういう形で執行すべきかという議論になるのですが、監査時には、これは補助金です、これはもう委託料です、ということになっている。監査としてもどう言っているか分からないというところもあり、監査で分からないことはおそらく担当課は分からないと思います。 委託料なのか補助金であるか、補助金の中には大きな団体もあるので運営補助は必要ではあります。例えば、学童の関係だと、数年のうちにどんどん親御さんが変わっていきますので、実際には運営補助を出さなければ存続はなかなか難しいです。そういう運営補助がないと無理という団体は他にもあります。 取扱基準には原則として運営補助は廃止、または事業補助への転換を図るとありますが、こういうような性格の団体であれば運営補助に移行できるのではないかなというのはこれを少し触れた方がいいのかなと思います。そうすると、委託か補助か、補助ならば運営補助なのか事業補助なのかに話がつながってくるのかなと思うので、ご説明をいただきたいです。
委員	規則で交付決定について触れているんですけども、そこで「適正であるかどうか必要に応じて精査して決定しなければならない」と規則に謳われています。 現状、その精査は担当課任せです。有期にもしなければならないというふうに規定されていますけれども、それが実行されていないというのが現状だと思います。ということは、担当課は規則違反をしているわけです。担当課もそれでも廃止するができないというところで、関わっていた職員としても厳しいところがあります。 おそらく、地域または団体との関係があるので、職員は規則との板挟みで、なかなかそこに踏み込めていないでしょう。実際、地域や団体と一緒に仕事をしていますし、やってもらわなくてはいけないという立場で、補助金の支給も交付決定もするのですが、それで板挟みになっているのは担当課です。 しかし、それでも見直しはしなければならないのですが、他の委員の意見にもありましたが、市はトップダウンで指示がないとなかなか担当課は削減したりするのはしづらい、地域との関わり大切さもあるのが現状です。

委員長	それでも改善していく余地はあります。例えば、有期が決めてなかったら、期限を規則で謳っているのに、それをしていないというのは疑義があるということで、決定しなければいいんです。第一義的に財政課と担当課でやりとりはするけれども、規則通りルールを守りましょうということをトップダウンで発信しなければ困るのは担当課です。 また、先ほど委託と補助金の話が先生から出ましたが、民生委員として地域に関わっているんですが、コミュニティセンターで毎年フェスティバルを開催し、そこでは自治会、民生委員などの各種団体が関わり運営しています。以前は、市からまとまった資金が入ってきていたと思います。それが去年あたりから、1団体の上限が決められ、おそらく2万円で、その範囲で材料を買って、露店でお客さんから代金をもらって、やりくりしました。当初やはり不平不満が出ていました。しかし、安く調達するにはどうすれば良いのか等団体もすごく考えて、反省会などもすることにより、団体が中心となったフェスティバルになりました。おそらく、以前は事業補助だったものが委託料で支払いしているので、団体も限られた資金の中で運営できるように努力し、いろんなことも考えてやるようになりました。だから、事業補助の中には委託的な要素があるので、事業補助のデータも分析してみてもどうかと思います。活動する者の意識が変わるし、良いものが出来上がるのではないかというのが、経験からの感想です。 これまでの意見としては、現状どこまでやっているのかを、次回以降資料としても示してほしいというもの。 また、何が問題なのかを、もう少し具体像が分かるような形で提示をしていただければ、議論しやすいのだろうというものでした。 あと私は、新しいタイプの市民活動助成を応援していますが、今までにないような社会的活動や公益活動が起こっています。一番の典型はこども食堂です。貧困家庭に支援をするために市民団体や地域団体が活動しているのですが、これがいわゆる福祉の問題であるとする、これは本来市がすべき仕事ではないかという側面もあります。 大体新しいタイプの市民活動助成は3年で切られます。4年目以降は経済的自立してくださいと言われても当事者がお金を払わない方々に対してサービス提供するわけなので、どう頑張ったってなかなか難しいわけです。それが、もし市役所のやるべき仕事で委託であれば、ずっとその費用としては一定に出してもらえるわけです。では、このこども食堂は自主活動への補助なのか、社会的問題を解決する市役所の仕事として委託をしているのか、こういうグレーゾーンのことがたくさん出てきます。地域猫の問題解決に取り組んでいる市民団体の活動などもそうです。 それを今までやってこなかった市役所は、それは市民がやってくれるのだったら自分でやってもらってよろしいみたいな話でなんか他人事にしまっている。そういうことも含めて、本来この事業は主体的にはどちらがやるものですか、という点からスタートを切らないと、どういうお金のお渡し方をすれば良いのかが見えてこないです。 私も NPO をしていますが、当事者からお金をいただけない事業をやっているにも関わらず経済的自立をやってくださいと言われても、しんどいなともっている側は思います。そこはお金の前にきちんと整理をしておかないといけないところだと思います。
-----	---

	さらに最近は新しい公共という概念も出てきていますので、今まで市役所がやってきた部分も、市民団体や様々な主体にやってもらおうとなったときに、その時の関係性の結び方やお金の渡し方、どうすればいいのかという、また新たな課題というものも生じているのではないかと思います。そこもまた整理しながら議論していかなければならないと思います。 あと、今後の委員会で構いませんが、先ほどのこども食堂の件、大半の市町村は市民の自治活動の補助をしています、いくつかの市役所は委託で行なっているところがあります。これは何が違うのかという問題です。 逆に檀原市は、従来補助金として出してきたものが、他のところでは出していない場合があると思いますので、他市比較をしてほしいです。そうすると、どういうものか具体的に見えてくるものがあるかと思いますので、全部やる必要はないですが、グレーゾーンに入っているところを他市はどうしているのかということを、よろしくお願いします。
事務局	檀原市の場合、こども食堂は補助金で、事業補助です。
委員長	補助ですね。しかし、委託できちんと継続的にそれぞれの団体さんにお金を差し上げているところもある。 昨日、ある自治体で、そういう住民活動の補助金の報告会をしていたんですが、ちょうどこども食堂が3年を迎えて、4年目以降は出せないことになっていました。 ところが議会で、これは役所がやるべき仕事ではないか、それを4年目から補助金を出さないのはおかしいんじゃないかと言われて、そこでその担当部長がきちんと答えられないということがありました。これを、こういうことだから補助になるんです、だから議員がいくら言われても出せませんということをきちんと答弁できたらいいんですけどね。そこが今グレーになっているので少し困った状態になっています。 だから、今の檀原市の基準で言うならば、公益性などの話の中で、多分担当課が公益性が高いと思っているから補助を出している、そこにグレーゾーンもあるんじゃないですか。 次回以降の委員会に向けて、もう少しこういう情報も欲しいというのがありましたらお願いします。
委員	まず、意見としては、先ほどトップダウンの話をさせていただきましたけど、公益性に関して、私個人の意見としては、全てを平等に判断するということがそのものがかなり難しいと思います。 何故かという、一つの補助金という単位で見れば平等であるべき。要は特定の団体ではなくて、その条件を満たしていればどの団体にも出すということです。 一方で、全体を見て、例えば檀原市は観光に力を入れていくので、観光関係の補助金は残すが、相対的に見て優先度の低い補助金を下げていくことは、市の戦略としてある話で、逆に言うとおった方がいいと思っています。 ですので、それは積み上げでは出てこない、市全体としてどうするかという判断で、補助金の対象を決めていくプロセスは一定必要になるのではないかと思います。 そこで情報として欲しいのは、今ある補助金についての議論を中心にされていると思うんですが、一方で新規の補助金を増やすというプロセスです。どのように判断しているのかも重要で、今あるものをどう見直すか以前にそもそもこの取組みには、補

	助金を出すという判断をどこかでしているはずですので、そのプロセスはどうなっているのか教えていただきたいです。
委員長	今の話は、判断基準あるいはその分類の中に戦略的補助金という分類があったらどうですかというご提案であったかと思います。 例えば、数年間は重点的に施策として展開します、その団体活動に対して戦略的に補助金を出して頑張っていきましょう、というような方法もあるのではないかとのご意見でしたので、その辺りも後々の議論の中で整理をしていただければと思います。 事務局の説明の中でよくありがちな話ですけど、一律何%カットというのがありますが、それは私は非常によろしくないことかなと思っています。 メリハリをつけましょうという割には一律というのがよく出てくるので、そこも今回は継続なのかカットなのかというところのメリハリが付けられるような一定の共有ができればいいかなと思います。 他にありませんでしょうか。
委員	レジュメ3番にある榎原市の課題で一番驚いたのが、「④一部の補助対象団体の事務局を市職員が担っている」です。ここまでしてくれるのはどういうことなんだろうと不思議に思いましたので、どういう成り立ちなのかをお答えいただければ。
委員長	これは、例えばある社会問題が起こりました。それを協働で解決していかなければなりません。その時に協議会を立ち上げ、各種団体と議論の結果、一緒にやりましょうとなった。そこで、団体側からは、一緒にするのであれば市からはお金が出るんでしょ、事務局までは無理という話があって、じゃあ事務局は市がやりましょうというパターンが多いのかなと思います。 つまり、市役所が自分たちの目的を達成するために協議会を作って、それに集まってきたメンバーたちが、じゃあこれから運営するのも市役所ですというので、いくつかの協議会を市役所が持っています。
事務局	補足させていただきますと、補助金というのは補助金を交付する担当課が申請を受理し、補助対象経費を精査して、お渡しするということになります。 事前に団体からは、こういう目的では使えないか、こういうことをしたいという相談はあります。例えば団体側に事務局があった場合、申請が出てきたら、これは駄目ですというのが目に見えている。それであれば、初めからその相談窓口の職員が対応してこういう風に申請してください、というのが一番最初にあったと思うんです。 記録としては何にも残っていないんですけど、きっとそういう成り立ちで、これでは駄目です、だったらもうこれに書いてください、というのを現実に進めるために職員が団体側の事務を担ってしまったと思います。
委員長	ちなみに、榎原市の社会福祉協議会は、すべて正規職員ですか。
事務局	市からの出向職員もおります。

委員長	それは立場的には今は外部の職員ですけど、結局出向なのでお金はこっちから出していますよね。これはいわゆる隠れ補助金になっているわけです。それが一番わかりやすい事例だと思います。
委員	今委員長が言っているのは、ある意味綺麗めの市が担っているパターンだと思うんですね。出向もしくは協議会の一員に市の職員がいてというような。 一方で、事務局の回答は結構グレーな類の代行業のような、こっちでやっとくよ、みたいな、おそらく両パターンがあるのだろうな、と議論を聞いていて思いましたが、実際のところはどうか呢でしょうか。
事務局	令和5年度のチェックシートで、市職員が担う団体事務局を何とか外に出していけないかということを今後議論していきたいと考えまして、調査したところ、該当する団体は11件でした。 先ほど委員長の言われる、その団体の一員である実行委員会、例えばこれは夢の森フェスティバルであれば、おそらく市長が実行委員長になっています。そこに対して出しています。 レクリエーション協会は、おそらく元々は、体育課のところで作った団体で、成り立ちまではわかりませんが、市が特定のことを育成する目的で作った団体なので、成り行きで市職員が団体事務局やってくるものと思われます。 ボランティア連絡協議会は、ボランティア団体は任意ですけども、その連絡協議会は市がやっているというような形です。 自治委員は委嘱していますが、連合会等になれば、その事務局は市民協働課がやっています。
委員	社会福祉協議会や観光協会などの、出向職員がいて、運営補助をしているのとは少し違いますね。
事務局	そうですね。違います。
委員	これらの団体は、それなりの規模の予算と人員もあるので、そのガバナンスがどうなっているかという話で、それができていなければ指導するだけだと思います。ですが、そういう大きさのものではなく、規模がもう少し小さい次元のところ、そういうところが残っているのはどうか呢でしょう。 ただ、実際の事業を進める上で、担当課も大変だと思います。監査でやっててよくありますが、規則や要綱で、この補助対象経費は何かという記載はあるが、団体がまだ理解できていない。そのため、事務的に大変なので、市職員が手を出してしまうところはあると思います。 一つ一つの事業を見ると必要なものもあれば、そろそろ役割が終えているのではないかというものもあつたりはすると思うんですけど、担い手をこちらから教育できるわけでもないのて難しいところかなというふうには思いますね。
委員	分けて考えないといけないということで、まずは社会福祉協議会、観光協会、シルバー人材センター、スポーツ協会の外郭団体ですね。 職員を派遣してまでも、市としてのこの4つの団体の育成というのは市のレベルアップです。市ができない部分をその協会、団体にお願いしてやってもらっている。かな

委員長	り金額が大きいですが、職員の人件費を補助金として支払っています。自前で収益を上げる事業ができるところとできないところがあるので、団体に対して投資していかなければいけないのですが、一律補助金人件費をカットするとなったらその団体は潰れます。 一方の外郭団体でない団体の事務は、勉強すればできる事務手続きです。しかし、昔からの事情や経緯は様々で、そういった団体を説得するには労力があるので、見直さないままきいているところもあると思います。でもそれはある意味、行政の責任でもあって、今まではそうしてきたけれども、今回検討委員会を立ち上げて見直しを図っているの、団体に対して正規の事務手続きを発信しないと団体は成長しない。だから一つのきっかけでそういうのを盛り込んでいけばと思う。 自立しろ自立しろと言っているわりには一方で強く支援しているところもあってそれはおかしいですよ、というように、同じ市民活動をやっている立場から見たときにおかしく見えるのかどうかという、個人的見解も含め意見をいただくと非常にありがたいと思います。 ちなみに大阪市は、橋下市長時代にバシバシ切っていきましたので、例えば教育振興公社、女性協会など全部外に出しまして補助金もカットされています。そして今どういう状況なのかというと、大阪の指定管理の仕事が出てきたときに、元々の外郭団体同士が争うという状況になっています。しかし、相当しんどいですけど、頑張れと言ってあげればできるんです。 先ほど冒頭で、協働のあり方の問題でもあるとお話をさせていただきましたけど、例えば、先ほどのNPOや市民活動団体が新しい補助金を取りに行くときは、企画書や予算書などを準備してもらい、これをきちんと書けない団体には、補助しませんよというハードルを設けている一方で、それができない団体に対して何十年も補助しているという実態もあるわけです。そこはもう一度リセットして、あるべき方向性を考えていかなければならないと思いますし、大阪市は橋下改革でかなり色々なところで地域団体にもメスを入れてきましたので、今、会計処理もきちんとやってくださいというお話になってきています。 そのときに、私が地域に関わらせてもらって出てきた話は、地域にもそういう総務や会計ができる人材というのはおられます。そういう方々が表に立って、役員になって運営に回ってもらえればできるはずなんです、そういう方々が今地域の中で日が当たってない部分があって、そこをなんとか市職員がカバーしてしまっているというところもあるので、本当にできるかできないかというところも、もう少しきちんと精査をしていく必要があるとは思っています。 これはわかればで構いませんが、補助金の中には、いつからどのような形で始まったのか、というところが見えてくると議論しやすくなるものがあります。具体的に言うと、地域の祭礼補助です。これ元々は、地域の人たちがお金を出し合いながら行なっていたはずなんです。それが、いつからか市役所から補助金を出すということになっているのではないかという気がします。 事務局 祭礼に対する補助金については、創設年度も確認したのですが、不明だが少なくとも10年以上は補助しているとの回答です。 主に、観光政策課が担当しており、だんじりやほうらんやは文化財保存活用課です。いつからそうになっているかは不明です。
------------	---

委員長	これだけが補助されている選定基準や経緯がどうなっていたのか、さらに観光目的であるならば、単に地域で祭礼するだけではなく、それが本来の目的として達成できているかもきちんと精査をする必要はあると思います。 ですので、経緯や運用が分かれば議論できるのではないかと感じました。
委員	おそらく、観光で始まったものではないと思います。地元のお祭りだからなのかなと。私も檀原市に住んでいたのである程度はわかります。 観光に特化しているかは、観光の面で成功しているところがそれなりにあると思います。
委員長	次回以降、そういったことも議論できたらと思っています。 ストレートに言えば、こういう目的をクリアしないと補助金が出ないとわかれば、これまでの経緯に関わらず、目的に合わせてすり替えてくる恐れがあります。これだったら認めてくれるとなるので、その目的を明確化する限りはその効果もきちんと検証する必要があります。効果の薄いものはカットしますよということにしないと、補助金そのものがきちんとしたものにならないので。 一つ一つの補助金は対象としませんが、委員の意見にもあったように、具体化して議論するための情報が必要であれば、後日で結構ですので、事務局に伝えていただき、次回以降の議論にできればと思っています。
委員	地域にどういう形でお金を下ろしていくのがいいのかというのがあるべき姿として示せると、適切な形になるのかなと。 先ほどのお祭りにしても、昔に比べるよりとだいぶ規模が小さくなってしまっているところがあって、それは地域には大変寂しいことなのかなとも思うんですね。しかし、その事業について、きちんと市が意図したような形で補助できているか、実際その事業規模でいいのかということも考慮すると、担い手を誰にして誰にお金をおろしていくのかということを考える必要があるかなと思っています。 それがうまくいけば、その地域の人の支持が得られるのではないかなと思うので、形が委託なのか補助金なのか、どこの団体に下ろすのかそれがもし見えたらいいのかなと思っています。
委員長	ありがとうございます。その延長上で言うならば、既得権益が邪魔をして、新しい活動や新しい団体の育ちを邪魔しているところがありますので、そういう意味では年限を切るというのは別の見方をすれば一定のところに来たら卒業してもらおうという考え方があります。次に新しい方々に補助することによって、またその方々に育ててもらおう好循環にしていくための見直しであると思います。そこもいろいろ考えてみたいと思います。
委員長	●議題（３）その他 まずは委員の皆さんから何かありますか
委員	次回以降の進め方ですが、このまま続くと次回も委員がそれぞれで意見を言うだけになってしまいますので、事務局と委員会の役割分担はありますが、少なくとも次回のタイミングでは、ゴールに向けてどういう議題をどういう順序で進めていくかを決めておく必要があると思います。

	次回の議題の準備というよりは、どちらかというとゴールに向けて何をしていくかスケジュールの設定をしていければと思うので、お願いします。
委員	その関連ですが、委員の意見にもあった、やればいいじゃないかという話をどういう問題があってできていないかをまず出した方がいいと思います。 平成27年に見直しをしたが、それでも見直しができていないものは何の補助金か。終期設定についても、未設定であるのは何の補助金か。そういうところを提示してもらえると、おそらく団体との関係性が見えてきて、どういう性質のものかわかる。この場合はこうしようと提案ができると思うので、些末に見えるかもしれませんが、まずはその整理をしてください。また、平成30年度の段階で出した基準でできていないところは何の補助金か。特にこれは財政課も関わっているので、財政課や担当課でもどうにかしたいが、できていない。それはどこなんですかということを、どこまで公表できるかわからないですが、こういう性格の補助金というのを提示してもらいたい。そこからブロック分けができるのかなと思うので、まずそこから入っていけばどうかと思います。
委員長	おそらく、担当課も財政課からのヒアリングでは守りに入った意見を出していると思うので、本音を聞いてほしい。実は困っていますという話。それが生の声としてここに俎上に上がってくれば、かなり具体的に話が進められるのではないかと思います。もう一度皆さんを助けるためのやり方ですよということで本音を聞いていただければ。
委員	抽象的な話で入ると具体論は難しい。最終的には抽象的な話ですが、個別の団体の名前が出せなくても具体的な話から抽象論に高める形に持っていくのがいいと思います。
委員長	これからゴールに向かって一回一回どのような議論を集めていくかというところのご要望もお願いいたします。事務局から何かありますか。
事務局	－次回以降の日程について説明－
委員長	それでは、これで第1回目の補助金等検討委員会を終了いたしましたので、最後に事務局にお返しします。
事務局	委員の皆様ありがとうございました。以上で予定しておりました案件はすべて終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。それでは本日の補助金等検討委員会を閉会いたします。ありがとうございました。